

# お申込みに必要な書類

	☑	法 人		個 人	
		提出書類	注意事項	提出書類	注意事項
1	<input type="checkbox"/>	産業融資申込書	経営安定化特別融資は専用申込書	産業融資申込書	経営安定化特別融資は専用申込書
2	<input type="checkbox"/>	情報提供に関する同意書	小口資金融資（特例含む）を申請される場合のみ ※金融機関持込の場合は不要	情報提供に関する同意書	小口資金融資（特例含む）を申請される場合のみ ※金融機関持込の場合は不要
3	<input type="checkbox"/>	借換同意及び誓約書	借換資金融資、小口借換特例を申請される場合のみ	借換同意及び誓約書	借換資金融資、小口借換特例を申請される場合のみ
4	<input type="checkbox"/>	法人税確定申告書及び決算書一式（全ページのコピー） ※直近2期分	税務署受領印のあるもの ※電子申告の場合、受領印に代えて、受信通知等、税務署発行の受領を証明する文書を添付すること	所得税確定申告書及び決算書一式（全ページのコピー） ※直近2年分	税務署受領印のあるもの ※電子申告の場合、受領印に代えて、受信通知等、税務署発行の受領を証明する文書を添付すること
5	<input type="checkbox"/>	法人都民税納税証明書（原本） ※領収書は不可	上記4の決算期2期分と一致するもの	事業主の個人住民税納税証明書（原本） または 領収書（コピー） ※非課税の場合は「非課税証明書」（原本）	令和5年度1年分及び令和6年度最新納期到来分まで ※普通徴収の場合、納期はそれぞれ6月、8月、10月、1月の末日 ※区外在住の方は板橋区に納付した事業所課税（均等割）の納税証明書または領収書
				軽自動車税の納税証明書（原本） または 領収書（コピー）	直近1年度分 ※対象となる車両を所有していない場合は不要 ※減免の場合は「減免決定通知書」のコピーが必要
6	<input type="checkbox"/>	法人実印の印鑑証明書（原本）	発行後3か月以内の最新のもの	事業主の印鑑証明書（原本）	発行後3か月以内の最新のもの
7	<input type="checkbox"/>	履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）（原本）	発行後3か月以内の最新のもの		
8	<input type="checkbox"/>	営業許可証・開設届・資格取得証明書 等のコピー（許認可や届出、資格が必要な業種のみ）			
9	<input type="checkbox"/>	<b>設備資金（資金用途が「設備」）を申請される場合は「見積書または契約書」（コピー可）</b> ① 納品（工事）場所として板橋区内の事業所住所が明記されているもの（車両の場合は不要） ② 有効期限内のもの（有効期限の記載のないものについては発行後1か月以内のもの） ③ 原則として件名が「見積書」または「契約書」となっているもの（または左記に類するもの） ④ 宛名が法人名または個人事業主名となっているもの（屋号のみは不可） ※ 申込金額は見積金額以下である必要があります。 ※ 支払い済みおよび貸付実行前に支払いされる金額は、 <b>融資対象外となります。</b> ※ 支払い方法を <b>割賦とした場合、融資対象外となります。</b> ※ 業務用車両の購入について、 <b>必要以上の高級車や業務と無関係な装備を追加した車は、融資対象外となります。</b> （例：4WD、スポーツタイプ、現行車種からの大幅なグレードアップなど） ※ 融資対象の <b>設備設置場所は区内に限ります。</b> 区外の工場や店舗の設備増強・修繕工事等は対象外となります。 ※ 建物修繕や外壁工事において、その一部を自己又は親族の居住の用に供している場合、見積書の総額を床面積で按分することがあります。各床面積を確認できる書類（登記簿謄本のコピー等）を添付してください。 ※ 土地建物の取得や建替費用は、融資対象外となります。不動産事業主でも認められません。			
10	<input type="checkbox"/>	<b>ものづくり設備資金融資を申請される場合は、対象業種を営んでいることを証明する書類</b> （会社パンフレットやHPのコピー等）、「 <b>設備投資計画書（東京都様式）</b> 」 原則として、ご提出いただいた証明書類は返却いたしません。必要な方は、コピーをご提出ください。			
11	<input type="checkbox"/>	<b>商店街振興融資を申請される場合は、構成員の3分の2以上が区内に事業所を有していることがわかる書類、及び融資申込みの借入が総会等にて議決されていることがわかる議事録</b> 原則として、ご提出いただいた証明書類は返却いたしません。必要な方は、コピーをご提出ください。			
12	<input type="checkbox"/>	<b>利子補給優遇を申請される場合は、優遇事由を証明する書類</b> （詳しくは次ページ） 原則として、ご提出いただいた証明書類は返却いたしません。必要な方は、コピーをご提出ください。			
13	<input type="checkbox"/>	<b>経営安定化特別融資 2024 を申請される場合は、「信用保証料申請書兼請求書」及び「事業計画書」等（区指定様式）</b> ※詳細につきましては「 <b>板橋区経営安定化特別融資 2024 申込書</b> 」の裏面をご覧ください。			

(注1) 区、金融機関または東京信用保証協会より、必要に応じて上記以外の書類を求められることがあります。

(注2) NPO法人の方がお申込みの際は別途書類が必要になります。事前に区にお問合せください。